

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市文化芸術振興会議
根拠法令等	川崎市文化芸術振興条例第9条、川崎市文化芸術振興会議規則
設置年月日	平成17年10月1日
所掌事務	(1) 市が策定する文化芸術振興計画への意見表明 (2) 文化芸術振興計画に基づく事業の成果・経過についての評価、必要に応じての勧告 (3) 市の文化芸術振興に関する重要事項について、市長の諮問による調査審議
委員数	10人以内
委員の構成	学識経験者、公募市民
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	市民文化局 市民文化振興室 文化施策調整担当 電 話 044-200-2029 ファックス 044-200-3248
ホームページアドレス	http://www.city.kawasaki.jp/miryoku/category/73-2-4-1-3-0-0-0-0.html